

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成27年11月11日（平成27年（行情）諮問第662号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第163号）

事件名：特定事業コンソーシアムへの補助金とその実施状況に関わる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業コンソーシアムへの補助金とその実施状況に関わる別紙の15の書類」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、『特定事業』事業発表記者会見資料」及び「特定事業計画概要（案）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月29日付け20150629公開経第4号により経済産業大臣（以下、「経済産業大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

処分庁が不開示の理由とした「特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「V I P O」という。）が行う事業であるため」は全く事実に反し、都合の悪い文書を隠蔽するために情報公開請求後に作り上げた既成事実にはほかならない。

処分庁は、特定事業はV I P Oが実施するコンテンツ海外展開等促進事業（J-L O P）であるとしているが、現在まで、交付決定事業者一覧に当該事業の運営事業者の特定事業コンソーシアムは存在していない。

また、V I P Oの事務局長は特定年月日のメールで「経済産業省の支援」であると説明している。

特定事業においては、事業発表記者会見資料、全ての出版物、経済産業省と連名で出した海外報道向けリリース及びホームページで一貫して「本プロジェクトは経済産業省の支援を受け、実施いたします」と記載していた。

仮にJ-L O Pの基金の支援であれば、規定により「本事業は、コンテンツ海外展開等促進事業助成金を受けております」若しくは「本事業は、経済産業省によるコンテンツ海外展開等促進事業助成金を受けております」と記載する必要があるが、特定事業のこれまでの成果物にそのような表記は一切存在していない。

そればかりかV I P Oは、本件開示請求や異議申立人の電話問合せの後、「本プロジェクトは経済産業省の支援を受け、実施いたします」の一文を不自然にホームページから削除している。

また、V I P Oは、少なくとも特定年月日以降に、平成27年度事業計画案をホームページに掲載し、そこで、特定事業の運営及び実施を自主事業に存在していたかのように発表したが、それ以前に公表されていた予算案の自主事業費は、民間事業者からの出資を考慮しても、発表されている内容の特定事業を実施するには、数億円単位で会計に差異が生じている。

したがって、上記の点から、特定事業が当初からV I P Oが行う事業として存在していた事実は無く、後に、経済産業省とV I P Oが協議し、原処分に沿うよう事実を改ざんし、国民への情報開示を隠蔽する極めて悪質な原処分といわざるを得ない。

さらに、本件対象文書のみが「経済産業省の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」として存在する文書であったという決定は、事業及び文書の性質上公にしない条件である合理的理由はない。

また、特定事業を実施する過程や、カンヌ映画祭での出張において、経済産業省とV I P Oは密に連絡を取っており、そうした事実を照らし合わせても、これだけが任意提出の秘密文書である理由は極めて不自然であり、また当該事業は、特定年月日に予定されていた3つのイベント中止と大幅な計画変更を実施していることから、巨額の補助金が承認されていた特定事業の計画がどうであったかは、国民に広く知られ、検証されるべき情報である。

よって、法5条2項口に該当するとして不開示とした原処分は、処分庁及び当該事業実施に深く関わりを持った経済産業省が、その責任を逃れるために、裁量で任意に行い隠蔽した行為である。

このような原処分は、国民の知る権利及び行政を検証する権利を著しく損ねるため、異議を申し立てる。これらの権利は、国民が持つ不可侵権である。よって、原処分は国民全体の利益、及び正当な権利を著しく侵害するものである。

(2) 意見書1

ア 「J-L O P募集要項」には、助成金利用の事業者の同意事項とし

て「プロモーション支援について、その効果を高めるために、事務局は、申請者相互の連携を促進する目的で事業内容を開示することができることとします」と記述されている。

したがって、諮問庁の理由説明書に記載された「公にすることが予定されていない文書である」は、間違いである。ましてやV I P OはJ-L O P事務局であり、自らが助成を利用するときだけ「任意」文書とし、アイデア流用のおそれや、事業遂行能力等に係る営業上のノウハウを模倣される可能性からV I P Oの権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると主張するのは、J-L O P基金運用の規約に矛盾するだけでなく、他の申請者と不公平が生じることになる。よって本件対象文書の不開示決定の判断は、経済産業省とV I P Oの隠蔽に当たり、その判断には何ら正当性はない。

また、こうした不都合を隠蔽する理由の補足として、背景にあるJ-L O P基金管理団体の公募における経済産業省による官製談合防止法違反の疑いを指摘せざるを得ない。経済産業省は平成24年度補正予算要求において、すでに基金管理団体の受注の意向にV I P Oを表明している。そして公募は、その意向の通りV I P Oが受注していることから基金管理団体設置の公募そのものに極めて不適切な癒着がうかがえる。現在使用されているJ-L O Pホームページのドメイン(j-l o p . j p)は、公募の決定前にV I P Oに出向する特定会社社員の個人名義で取得されている経緯など、公募そのものに大きな疑念が生じている。特定事業においては、V I P Oと特定会社らが運営した事業であり(後に一切の運営記述を削除)、また、自らの事業に助成金利用を公表しない助成金運用があるだけでなく、公募及び基金の監督官庁の経済産業省メディア・コンテンツ課がカンヌ映画祭にV I P Oの来賓として招かれ、出張しているなど極めて不透明な事業である。よって、原処分背景には「経済産業省支援事業」と、プレス発表していたにもかかわらず、不都合な情報を隠蔽する目的で当該文書を「公にすることを予定していない任意文書」と作為的に行った処分である。

イ 諮問庁の理由説明書には「J-L O P事業の一環としてV I P Oが行った事業である」とあるが、異議申立人が示した通り、透明性を保つために公にすることが規定されている「特定事業がJ-L O P事業であった」ことを示す物的証拠や資料などは一切存在しておらず、諮問庁の主張には内部裁量以外の根拠は存在していない。

また、原処分において「V I P Oより経済産業省に基金からの支払い申請があるまで、経済産業省として作成も取得もしておらず、保

有していない」を理由として不開示決定した各文書であるが、異議申立人は平成27年11月5日に共同で基金造成を行った総務省に開示請求をした。両省の共同基金であるはずのJ-LOP事業であるにも関わらず、総務省は特定事業コンソーシアムに関する一切の文書は保有していないと回答した。さらに同月26日に総務省職員は、「総務省は一切関与していない。」と説明している。このことから、諮問庁の「J-LOP事業であった」との説明には何ら合理的な理由及び信憑性もない。

これらの理由により、原処分は、情報公開制度そのものの信頼を著しく失墜させる悪質な処分である。よって、当然取り消されるべき不当な処分である。

(3) 意見書2

諮問庁の補充理由説明書の不開示部分は、以下の理由により法7条に則り公益上特に開示の必要があると認められる情報といえるため、諮問庁の不開示理由は当たらない。

ア VIPOとは、特定事業の事業主体であり、かつJ-LOP事業155億円のうち23億円を「基金管理事務費」として受け取っている法人であり、運営の大部分が税金で賄われている。カンヌ映画祭で実行された特定事業は、政府もしくは公的機関に与えられるジャパンパビリオンに設置されている点、その他計画されていたイベントを見ても、全て極めて公益性の高い事業になっている。

イ 特定事業は、当初「経済産業省支援事業」として実施されていた。これは、本件対象文書が経済産業省に提出されていることから、一般のJ-LOP事業でないことが証明される。経済産業省及び基金管理団体との間の裁量で、税金の使われ方から、それに関する情報まで自由に操作できてしまうような不透明な間接補助金事業である。

ウ 基金管理団体が、事務局に社員を出向させていた特定会社と結託し、自ら預かる補助金を自分らに受給させる行為は利益相反行為といえ、不適切な補助金運用を処分庁が承認し、支払いを実行したと言える。また特定事業は、5月から10月までの長期間、複数イベントへの補助金支給の承認を得ているなど、他のJ-LOP事業の仕組みに照らし合わせても極めて不透明かつ不自然な事業である。自分で自分に補助金を支給するような利益相反行為においては、情報不開示による保護法益は、諮問庁が主張する当該法人の正当な利益であるとはいえない。よって、諮問庁が主張する「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」には何ら理由はない。

エ 諮問庁は、特定事業コンソーシアムの競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがあると主張しているが、特定事業は事業途中で中止に至っており、運営団体の特定事業コンソーシアムも消滅している。また、J-L O P事業も終了しているから、これを理由にした不開示決定の保護法益は既に存在していない。

(4) 意見書3

異議申立人から平成29年6月26日付けで意見書が当審査会宛に提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

(5) 意見書4

ア 本件請求文書の内容の開示は、法第1条にある国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することが目的であるといえる。さらに、当該事業の性質からも、法第7条に則り公益上特に開示の必要がある文書と認められるべき情報といえる。

イ 特定事業は、「平成27年（行情）諮問579号」において、コンテンツ海外展開促進事業基金（J-L O P）の基金設置法人であるV I P Oの「事業管理費」から活用された広報事業であるとの事実判断がなされている。

しかし、V I P Oから提出されている経済産業省の公文書である報告書においては、当該イベントがあった2015年5月に、当該イベントを実施されたとする会計報告は存在していない。

同報告書は経済産業省に対し請求補助金を請求する請求月に提出する「予算実績管理表」と、事業終了後に提出された「基金の出入金が見える文書」と2種類存在しているが、これらのいずれにおいても広報費は0円とあり、経済産業省の説明には全く整合性がない。

ウ V I P Oが自分で自分が事業主体となっている特定事業コンソーシアムに「事業委託」をする形で巨額の補助金を流した特定事業に係る文書の開示は、当該法人の権利、競争上の地位、その他「正当」な利益を害することに当たらず、さらに、このような事業をすでに実行した事業者と、それを承認し、支払いを決済した経済産業省との信頼関係は「不当」に害されるものではない。

(6) 意見書5

ア 補助金適正化法「補助金等の交付条件」第7条の一には、「補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと」と定められている。

イ イベント途中で事業を中止にし、またコンソーシアムを再編成するなどの理由でホームページから事業者名を削除するなどの行為を行っている。これらの事実を照らすと、軽微とはいえない変更や「管理

事業費」の予算配分が発生していると考えるのが妥当であるが、経済産業省は特定事業に関する変更届等は作成も、保有もしていないとの理由で不開示決定をしている。さらに、その後に行ったV I P Oへの補助金に関わる全ての文書の開示請求においても、そういった文書は存在しないとしている。

ウ このように経済産業省による法令違反行為が疑われる事業に係る当該文書の開示は、法7条公益上と特に必要があると認められる文書であることは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、別紙に掲げる⑮に該当する文書として「特定事業」事業発表記者会見資料及び特定事業計画概要(案)(以下「計画概要案」という。)を特定し、平成27年7月29日付けで前者を開示、後者を不開示とする原処分を行った。

(2) 異議申立人の主張についての検討

ア 計画概要案が法5条2号口に該当することについて

異議申立人は、計画概要案について、「事業及び文書の性質上公にしない条件である合理的理由がないため、法5条2号口に該当しない」旨主張している。

当該文書は、経済産業省の要請を受けて、公にしないとの条件で特定事業の実施主体であるV I P Oより任意に提供された文書である。公にしないとの条件で提供された理由は、検討段階の未確定情報を含む事業の具体的な実施内容・方法等が記載されている、公にされ、又は公にすることが予定されていない文書であるため、その内容が特定できるような情報を公にすれば、当該文書を作成した者のライバル企業・団体等がそのアイデアを流用することや、事業遂行能力等に係る営業上のノウハウを模倣することが可能となり、また、V I P Oの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためである。

したがって、不開示とする合理的な理由があることから、法5条2号口に該当するとして当該文書を不開示とした原処分は妥当である。

イ 別紙に掲げる①ないし⑭の文書不存在に基づく不開示決定について

異議申立人は、異議申立書において「当該事業が当初からV I P Oが行う事業として存在していた事実はなく、後に経済産業省とV I P Oが協議し、原処分に沿うよう事実を改ざんし」ている旨主張しているが、その様な事実はなく、特定事業はコンテンツ海外展開等促進事業(以下「J-L O P事業」という。)の一環としてV I P O

が行った事業である。

J-LOP事業は、平成24年度補正予算において、基金を活用し日本コンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施することによる「日本ブーム創出」を目的として、国からV I P Oが基金造成補助金（155億円）の交付を受け、当該目的に沿った基金をV I P Oが造成し、引き続き基金管理団体として運用や助成金の支払等を行うものである。

すなわち、国がV I P Oに対して、補助金交付要綱に基づき交付決定を行い、基金を造成したことをもって、基金造成補助事業は終了することとなることから、特定事業については、基金管理団体の事業として実施されているものである。V I P Oから事業者への支払については、まず、第三者審査委員会において事業者の審査・採択を行い、事業者は、事業実施後、当該事業の実績報告をV I P Oに対して行い、V I P Oによる確定検査を経た上で、助成金支払の請求をV I P Oに対して行う。V I P Oは経済産業省の承認を経た上で、事業者に対し助成金の支払を行うこととなる。

そのため、経済産業省は、本件請求文書のうち別紙に掲げる①ないし⑥、⑪、⑫及び⑭を保有していない。また、別紙に掲げる⑦ないし⑨及び⑬については、開示請求日時点において、特定事業コンソーシアムに対する基金からの支払いの申請に係る文書がV I P Oから経済産業省へ提出されていないため、保有していない。さらに、別紙に掲げる⑩については、処分庁はイベントプロデューサー推薦を行っていないため、保有していない。

したがって、文書不存在に基づく不開示決定をおこなった原処分における判断は妥当である。

(3) 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては、何ら理由はなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

2 補充理由説明書1

- (1) 事業概要案は、平成27年4月6日に入手したものであり、理由説明書において、「経済産業省の要請を受けて、公にしないとの条件で特定事業の実施主体であるV I P Oより任意に提供された文書である。公にしないとの条件で提供された理由は、検討段階の未確定情報を含む事業の具体的な実施内容・方法等が記載されている、公にされ、又は公にすることが予定されていない文書であるため、その内容が特定できるような情報を公にすれば、当該文書を作成した者のライバル企業・団体等がそのアイデアを流用することや、事業遂行能力等に係る営業上のノウハウ

ウを模倣することが可能となり、また、V I P Oの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」と説明し、法5条2号ロに該当するとして不開示としたが、平成27年5月7日に「特定事業」事業発表記者会見が開催され、計画概要案の一部が記者会見資料に掲載されていた。

本件開示請求は平成27年6月26日であることから、改めて、開示請求時の不開示情報該当性について検討した結果、別表の①は、計画内容を示すものであり、事業者のイベント企画・実施の具体的手法については、当該法人が多大なコストをかけて取得した技術ノウハウを含むものであり、公にすることで競合他社等に容易に模倣されうる等当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり法5条2号イに該当するため、また、別表の②は、イメージ図や写真であるが、特定事業コンソーシアムが内部向け資料として素材を流用して作成したもので、公表により肖像権・著作権等の侵害にあたる恐れがあるため、法5条2号イに該当するためなお不開示とし、別表を除く部分については、開示可能であると認められることから、開示することとする。

3 補充理由説明書2

(1) 事業概要案の不開示部分及び不開示理由については、上記2(1)のとおり、補充理由説明書1において、事業概要案の一部を新たに開示することとした上で、別表に掲げる部分については、不開示理由を法5条2号イに変更した上で、不開示を維持することとしているところ、改めて検討した結果、以下の理由から、当該部分の不開示理由に同条6号柱書きを追加する。

ア 当該文書は、特定の事業者から任意に提供された、当該事業者内部における検討段階の未確定情報を含む事業の具体的な実施内容・方法等が記載された文書であって、その内容等に照らすと、経済産業省において広く公表されることは想定されていない文書である。

イ そのため、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係を不当に害するおそれがあり、また、今後、経済産業省に情報提供をしようという事業者が、提供した資料が公になることを恐れるあまり、情報提供をすることをためらうなどのおそれがあり、その結果、経済産業省の事務又は事業に関係する様々な事業者から、適時に幅広く情報収集を行うことが困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 24 日 審議
- ④ 同月 30 日 異議申立人から意見書 1 を收受
- ⑤ 平成 29 年 3 月 1 日 諮問庁から補充理由説明書 1 を收受
- ⑥ 同月 6 日 異議申立人から意見書 2 を收受
- ⑦ 同年 5 月 12 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年 6 月 16 日 審議
- ⑨ 同月 26 日 異議申立人から意見書 3 を收受
- ⑩ 同年 7 月 6 日 諮問庁から補充理由説明書 2 を收受
- ⑪ 同月 7 日 異議申立人から意見書 4 及び意見書 5 を收受
- ⑫ 同月 26 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『特定事業』事業発表記者会見資料」及び計画概要案である。

異議申立人は、原処分取消しを求めるとともに、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の特定を求めている。

諮問庁は、本件対象文書のうち原処分で不開示とした計画概要案について別表に掲げる部分以外は開示するが、別表に掲げる部分は法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するためなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 特定事業及びコンテンツ海外展開等促進事業費補助金（以下「コンテンツ事業補助金」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア コンテンツ事業補助金は、経済産業省及び総務省が連携して、コンテンツ海外展開等促進基金を造成し、当該基金を活用して、海外展開に必要な映像素材のローカライズやプロモーションへの支援等、日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施するものであり、V I P O は、コンテンツ事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）5 条 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 11 日に交付申請を行い、経済産業大臣より同月 12 日付けで交付決定を受け、同補助金の基金設置法人となった。

イ 基金設置法人は、コンテンツ海外展開等促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業費をローカライズ事業費及び

プロモーション事業費（以下、併せて「助成金」という。）並びに事業管理費に区分し、他の区分に流用してはならないとされている。また、助成金の対象となる事業は公募により決定され、採択された交付決定事業者は、V I P Oのホームページにおいて公表されている。

基金設置法人によれば、特定事業は、コンテンツ事業補助金の事業管理費を活用した事業であり、助成金の対象事業ではないことから、特定事業コンソーシアムは、基金のホームページに掲載されていないとのことであった。

ウ 基金からの支払いに当たっては、交付要綱10条2項に基づき、支払額、その明細及び根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整えるとともに、会計年度ごとに翌年度の4月10日までに年度報告書を経済産業大臣又は経済産業大臣及び総務大臣の両大臣に提出しなければならないことから、経済産業省は、平成28年4月8日付けで平成27年度コンテンツ事業補助金年度報告書（以下「27年度報告書」という。）の提出を受け、同11条1項により、V I P O事務所において現地調査等を実施し、助成金及び事業管理費の支払明細等の確認を行い、コンテンツ事業補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認め、交付すべき本補助金の額を確定し、基金設置法人に通知した。

エ 本件開示請求は、特定事業が助成金の対象であることを前提としているものであると解されるが、特定事業は助成金ではなく、事業管理費を活用して実施した事業であることから、特定事業コンソーシアムに係る助成金の契約及び支払いに関する文書等は、そもそも基金設置法人において作成も取得もしておらず、存在しない。したがって、経済産業省においても、本件請求文書のうち、別紙に掲げる①ないし⑨及び⑪ないし⑭を作成も取得もしておらず、保有していない。

オ 仮に、本件請求文書を、基金設置法人から特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書と補正したとしても、上記ウの説明のとおり、基金設置法人から経済産業省へのコンテンツ事業補助金の年度報告書は、会計年度ごとに作成し報告されるため、開示請求時点において、経済産業省は、基金が特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書を含む平成27年度の当該補助金額に関する文書を保有していない。

なお、経済産業省が、平成28年4月8日付けで基金から提出を受けた27年度報告書には、基金の入出金・保有の状況が分かる書類として「J-L O P 予算実績表」が添付されており、「管理事業費」の内訳として費目別に集計した金額が記載されているが、各費目の

支払明細書等は，V I P O事務所において経済産業省職員が確認しており，提出は受けていないことから，現時点においても，経済産業省は，基金設置法人が特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書を保有していない。なお，当該費用については事業管理費のうち，広報費の費目に含まれていることを経済産業省職員によるV I P O事務所での現地調査の際に確認した。

カ また，経済産業省が特定事業のプロデューサーを推薦した事実はないことから，経済産業省において本件請求文書のうち，別紙に掲げる⑩は作成しておらず，保有していない。

キ また，本件請求文書のうち，別紙に掲げる⑮に該当する文書は本件対象文書が全てである。

ク したがって，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

- (2) 当審査会事務局職員をして，諮問庁より交付要綱，実施要領及び27年度報告書等の提示を受けて確認したところ，V I P Oが基金設置法人となった経緯，事業費の費用区分，コンテンツ事業補助金の実績報告等については，諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりであり，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)エないしクの説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，経済産業省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

計画概要案は，平成27年4月6日に，V I P Oが経済産業省に特定事業の計画案について説明を行う際に使用した文書であるが，特定の事業者から提供された，当該事業者内部における検討段階の未確定情報を含む事業の具体的な実施内容・方法等が記載された文書であって，その内容等に照らすと，広く公表されることは想定されていない文書である。

別表に掲げる不開示部分は「特定事業」事業記者会見資料においても公表されていない部分であり，経済産業省がこれを公にすることにより，今後，経済産業省に情報提供をしようという事業者が，提供した資料が公になることを恐れるあまり，情報提供をすることをためらうなどのおそれがあり，その結果，経済産業省の事務又は事業に関係する様々な事業者から，適時に幅広く情報収集を行うことが困難となり，経済産業省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，当該不開示部分は，法5条6号柱書きに該当し，同条2号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号ロに該当するとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- ① 補助金公募の内容及びその時期が分かる文書
- ② 基金管理団体への申請に関わる文書
- ③ 支援決定に関する答申書又は報告書
- ④ 支援決定を通知する文書
- ⑤ 支援決定並びに補助金使用に関する契約書及び誓約書
- ⑥ 支援決定の際の承認した暫定概算支給額及び暫定若しくは決定支給上限額が分かる文書
- ⑦ 終了したカンヌ映画祭事業部分に関する暫定の概算及び暫定若しくは決定支給上限額が分かる文書
- ⑧ 確定した補助金額が分かる文書
- ⑨ 支給した補助金額が分かる文書
- ⑩ 経済産業省によるイベントプロデューサー推薦に関する全ての資料
- ⑪ 実績報告書
- ⑫ 収支決算に関する文書
- ⑬ 補助金請求に関する文書
- ⑭ その他同基金管理団体及び補助金審議に当たった第三者機関の審査、評価結果に関する資料
- ⑮ その他全ての文書

別表

頁	不開示とした部分	
1	プロジェクトの企画名	①
2	コンセプトのイメージ写真	②
3	プロデューサーの写真	
4	(上) イベントの計画案	①
	(下) イベントのイメージ写真	②
5	プロジェクト成果のイメージ図	
6	イベントのイメージ写真	
7	会場のイメージ写真	
8	イベントのイメージ写真	
9	パビリオンの提案内容	①
10	セミナーのイメージ写真	②
11	(上) イベントのイメージ写真	
	(下) イベントの実施内容	①
12	(左) パビリオン利用の具体的活用内容	
	(右) 企画のイメージ図	
13	(上下) イベントの手法及び規模	①
	(中) イベントのイメージ写真	②
14	公告の手法及びポスターのイメージ写真	